

大和市告示第145号

大和市住宅扶助代理納付事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年8月13日

大和市長 大 木 哲

大和市住宅扶助代理納付事務取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市住宅扶助代理納付事務取扱要綱（平成20年大和市告示第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市住宅扶助費等代理納付事務取扱要綱

第1条中「住宅扶助費」の次に「等」を加える。

第2条第1号中「者」の次に「をいう。」を加え、同条第2号中「法第14条による住宅扶助費」を「法第33条第4項の規定により交付する保護金品をいう。」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 家主等 家主（住居の提供について被保護者と賃貸借契約を締結している者をいう。）及び管理業者等（家主から委託契約書又は委任状により被保護者が賃借して居住する住宅に係る家賃及び共益費の集金業務の委託又は委任を受けている者をいう。）並びに公営住宅を管理する地方公共団体をいう。

第2条第4号を削り、同条第5号中「住宅扶助費」の次に「及び被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費（以下「共益費」という。）（以下「住宅扶助費等」という。）」を加え、「又は管理業者等」を「等」に改め、「こと」の次に「をいう」を加え、同号を同条第4号とし、同条第6号中「家賃」の次に「（公営住宅の家賃を含む。）及び共益費（以下「家賃等」という。）」を、「こと」の次に「をいう」を加え、同号を同条第5号とする。

第3条第1号中「家賃」を「家賃等」に改める。

第4条第1号中「家主又は管理業者等」を「家主等」に、「家賃」を「家賃等」に改め、同条第2号中「家賃」を「家賃等」に、「家主又は管理業者等」を「家主等」に改め、同条第3号中「家主又は管理業者等が」を「家主等は」に、「住宅扶助代理納付依頼書（兼口座振込依頼書）（第1号様式）を」を「大和市住宅扶助費等代理納付依頼書（兼口座振込依頼書）を福祉事務所に」に、「住宅扶助費の支払い先」を「代理納付の支払先」に改め、同条第4号中「家主又は管理業者等」を「家主等」に、「住宅扶助代理納付開始決定通知書（第2号様式）」を「大和市住宅扶助費等代理納付開始決定通知書」に改め、同条第5号中「の住宅扶助費」を「に交付すべき住宅扶助費等」

に、「家主又は管理業者等」を「家主等」に改め、同条第6号中「住宅扶助代理納付申込書（第3号様式）」を「福祉事務所に大和市住宅扶助費等代理納付申込書」に、「第5号」を「前号」に、「住宅扶助代理納付申込結果通知書（第4号様式）」を「大和市住宅扶助費等代理納付申込結果通知書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公営住宅の家賃に係る代理納付の手続は、当該公営住宅を管理する地方公共団体の定めるところによるものとする。

第5条第1項中「住宅扶助費」を「住宅扶助費等」に、「家主又は管理業者等」を「家主等」に、「住宅扶助代理納付変更決定通知書（第5号様式）」を「大和市住宅扶助費等代理納付変更決定通知書」に改め、同条第2項中「家主又は管理業者等」を「家主等」に、「住宅扶助代理納付終了通知書（第6号様式）」を「大和市住宅扶助費等代理納付終了通知書」に改め、同条第3項中「すでに」を「既に」に、「住宅扶助費」を「住宅扶助費等」に、「家主又は管理業者等」を「家主等」に、「住宅扶助代理納付戻入通知書（第7号様式）」を「大和市住宅扶助費等代理納付戻入通知書」に改め、同条第4項中「家主又は管理業者等」を「家主等」に、「住宅扶助費」を「住宅扶助費等」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、公営住宅の家賃に係る代理納付の変更、中止等は、当該公営住宅を管理する地方公共団体の定めるところによるものとする。

第6条中「家主又は管理業者等」を「家主等」に、「家主若しくは管理業者等」を「家主等」に、「住宅扶助代理納付変更届出書（第8号様式）」を「大和市住宅扶助費等代理納付変更届出書」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、公営住宅の家賃に係る変更の届出は、当該公営住宅を管理する地方公共団体の定めるところによるものとする。

第7条（見出しを含む。）中「家主又は管理業者等」を「家主等」に改める。

本則に次の1条を加える。

（様式）

第8条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市住宅扶助費等代理納付依頼書（兼口座振込依頼書）	第4条
第2号様式	大和市住宅扶助費等代理納付開始決定通知書	第4条
第3号様式	大和市住宅扶助費等代理納付申込書	第4条
第4号様式	大和市住宅扶助費等代理納付申込結果通知書	第4条
第5号様式	大和市住宅扶助費等代理納付変更決定通知書	第5条
第6号様式	大和市住宅扶助費等代理納付終了通知書	第5条
第7号様式	大和市住宅扶助費等代理納付戻入通知書	第5条
第8号様式	大和市住宅扶助費等代理納付変更届出書	第6条

第1号様式から第8号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の大和市住宅扶助費等代理納付事務取扱要綱（以下「新要綱」という。）

第2条第4号に規定する代理納付に必要な納付指導、説明、依頼書の内容の審査その他の新要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。